

## 平成 29 年第 6 回

### 遠軽町議会定例会会議録（第 3 号）

平成 29 年 9 月 14 日（木）午前 10 時 00 分開議

---

#### ◎本日の会議に付議した事件

- 会議録署名議員の指名について
- 日程第 29 号 認定第 1 号 平成 28 年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について  
（付託案件） （決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 30 号 認定第 2 号 平成 28 年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認  
（付託案件） 定について  
（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 31 号 認定第 3 号 平成 28 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
（付託案件） 認定について  
（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 32 号 認定第 4 号 平成 28 年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に  
（付託案件） ついて  
（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 33 号 認定第 5 号 平成 28 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決  
（付託案件） 算認定について  
（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 34 号 認定第 6 号 平成 28 年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳  
（付託案件） 出決算認定について  
（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 35 号 認定第 7 号 平成 28 年度遠軽町水道事業会計決算認定について  
（付託案件） （決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 36 号 認定第 8 号 平成 28 年度遠軽町下水道事業会計決算認定について  
（付託案件） （決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 37 号 意見案第 1 号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書
- 日程第 38 号 意見案第 2 号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書
- 日程第 39 号 常任委員会所管事務調査報告書
- 日程第 40 号 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知書

《平成 29 年 9 月 14 日》

---

◎出席議員（16名）

議長	18番	前田篤秀君	17番	杉本信一君
	1番	今村則康君	2番	岩上孝義君
	3番	佐藤昇君	4番	稲場仁子君
	5番	奥田稔君	7番	黒坂貴行君
	9番	岩澤武征君	10番	阿部君枝君
	11番	山谷敬二君	12番	松田良一君
	13番	竹中裕志君	14番	秋元直樹君
	15番	高橋義詔君	16番	一宮龍彦君

---

◎欠席議員（0名）

---

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会会長	新山史賢君
代表監査委員	村瀬光明君	委員	

---

◎説明員

総務部長	加藤俊之君	民生部長	舟木淳次君
経済部長	澤口浩幸君	経済部技監	内野清一君
地域拠点施設準備室長	斉藤隆雄君	総務課長	鈴木浩君
情報管財課長	古賀伸次君	企画課長	佐藤祐治君
財政課長	大堀聡君	ジオパーク推進課長	鴻上栄治君
危機対策室参事	山地茂樹君	地域拠点施設準備室参事	今井昌幸君
保健福祉課長	平間敏春君	住民生活課長	小野寺正彦君
税務課長	会津靖朗君	子育て支援課長	小谷英充君
農政林務課長	広瀬淳次君	商工観光課長	菊地隆君
建設課長	金沢一彦君	水道課長	落合一実君
生田原総合支所長	門脇和仁君	丸瀬布総合支所長	只野博之君
白滝総合支所長	村上裕和君	会計管理者	荒井正教君
教育長	河原英男君	教育部長	小野寺健君
総務課長	大貫雅英君	社会教育課長	堀嶋英俊君
図書館長	中島伸司君	監査委員事務局長	伯谷和昭君
選挙管理委員会事務局長	伯谷和昭君	農業委員会事務局長	河本伸二君

---

《平成29年9月14日》

◎議会事務局職員出席者

事務局長 安江陽一郎 君      事務局主幹 渡邊亮司 君  
事務局係長 小玉美紀子 君

《平成29年9月14日》

---

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は16人であります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、奥田議員、杉本議員を指名します。

---

◎日程追加の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

お手元に配付いたしました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。これを日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。

---

◎日程第29 認定第1号から日程第36 認定第8号

○議長（前田篤秀君） 日程第29 認定第1号平成28年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第30 認定第2号平成28年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第31 認定第3号平成28年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第32 認定第4号平成28年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第33 認定第5号平成28年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第34 認定第6号平成28年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第35 認定第7号平成28年度遠軽町水道事業会計決算認定について、日程第36 認定第8号平成28年度遠軽町下水道事業会計決算認定についてを一括して議題とします。

付託しました決算審査特別委員会から、審査報告書が提出されております。

決算認定8件について、委員長の報告を求めます。

阿部決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（阿部君枝君） ー登壇ー

平成28年度決算審査特別委員会委員長報告。

平成28年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定及び各特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

平成29年第6回遠軽町議会定例会におきまして本委員会に付託されました、認定第1

号平成28年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定から認定第8号平成28年度遠軽町下水道事業会計決算認定までの8件につきましては、議長及び議会選出の監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を9月8日に設置し、議会会期中の9月8日から13日までの間、4日にわたり決算審査を実施したところです。

決算審査期間中、理事者におかれましては、資料提供や担当職員の説明などに御協力をいただき、決算審査を効率的に進めることができましたことに対して、深く御礼を申し上げる次第です。

平成28年度の各会計歳入歳出決算認定8件につきましては、審査の結果、審査報告書のとおり、指摘事項の意見を付して認定することに決定いたしました。意見につきましては、当委員会でもとめましたので別紙を読み上げて報告いたします。

別紙をお開きください。

まず、認定第1号平成28年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について報告します。

町税等について。

町税の調定額は、23億7,406万8,000円で、収納率は91.7%、対前年度比1.3ポイント増、収入未済額は1億9,525万6,000円となっています。

改善は認められるものの、健全財政を進めるために一層の収納率向上に努めるべきです。また、歳入合計の収入未済額については、不納欠損額を3,538万7,000円計上したことで、前年より2,649万3,000円減少しています。ただし、使用料及び手数料については、前年度と比較して180万6,000円の増となっていることから、さらに収納努力すべきです。

住宅使用料については、収入未済額1,986万1,000円は前年度と比較して180万円、10%増加しています。限られた受益者の負担であることから、今後とも収納率向上に努めるべきです。

奨学金貸付制度について。

貸付基金償還状況は、前年度と比較して未償還額が129万4,000円増加し、償還率58.9%と、4.2ポイント減少している状況にあります。

償還率の低下は、奨学資金貸付原資の減少につながり、今後の運用に支障を来すこととなります。よって、償還率を高めることができるような制度改正を検討すべきです。

次に、認定第2号平成28年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について報告します。

国民健康保険税について。

国民健康保険税の調定額は4億6,554万7,000円で、収納率は83.3%、対前年度比1.3ポイント増、収入未済額は7,682万9,000円となっています。

収入未済額は前年度より減少しているが、保険財政の健全化を図るため、さらに収納率向上に努めるべきです。

なお、口頭で申し伝える事項は次のとおりです。

《平成29年9月14日》

不用額について。

個々の事業における不用額については、より一層執行を精査した上で決算すべきです。  
コスモス園について。

開園から15年経過するコスモス園は、現在まで多くの方の努力により運営されてきました。しかし、近年の開花状況を鑑みたとき、抜本的な改善が必要と考えられます。町長を先頭に、改善に努めてください。

企業会計について。

平成28年度企業会計決算審査意見書での指摘事項については、担当課において十分協議され、改善に努めてください。

以上、平成28年度遠軽町議会決算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（前田篤秀君） 委員長への質疑は行わないことになっております。

これより、一括上程しました決算認定8件を採決いたします。

採決は、認定第1号平成28年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第8号平成28年度遠軽町下水道事業会計決算認定についてまで、決算認定8件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長報告は、認定であります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

### ◎日程第37 意見案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第37 意見案第1号「全国森林環境税」の創設に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松田議員。

○12番（松田良一君） ー登壇ー

「全国森林環境税」の創設に関する意見書。

地球温暖化対策については、温室効果ガス削減目標が国際的に約束されていますが、その達成には、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠であります。森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷、林業従事者の高齢化、後継者不足に加え、急速な人口減少など厳しい情勢にあるほか、市町村が、森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足しています。

このような中、政府・与党は、平成29年度税制改正大綱において、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮

称)の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得るとの方針を示したところです。

よって、国においては、次の制度を創設することについて強く求めます。

記。

平成29年度税制改正大綱において、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設に関し、平成30年度税制改正において結論を得ると明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るための全国森林環境税の早期導入を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年9月14日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願いします。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○議長(前田篤秀君) これより、提出者に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第1号「全国森林環境税」の創設に関する意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係行政庁に送付します。

---

### ◎日程第38 意見案第2号

○議長(前田篤秀君) 日程第38 意見案第2号軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐藤議員。

○3番(佐藤 昇君) ー登壇ー

軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書について説明いたします。

軽油引取税については、平成21年度の地方税法の改正により、一般財源化されたことに伴い、道路の使用に関連しない機械等に使われる軽油に設けられている免税制度が、平成27年3月末で廃止される予定になっていました。しかし、索道事業者等からの強い要

望により、平成30年3月末までの3年間延長措置が認められましたが、本年度末に期限を迎えます。

ゲレンデ整備に使用する圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油について免税となっており、スキー人口の減少等から大変厳しい経営環境をさらに圧迫し、観光及び経済に大きな打撃を与えることが危惧されます。

当町内のスキー場においても、圧雪車等を使用しており、経営維持に軽油引取税の免税措置は不可欠です。

よって、国においては、索道事業者、農林水産事業者、鉱物採掘事業者など幅広い産業への経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年9月14日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、農林水産大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第2号軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係行政庁に送付いたします。

---

### ◎日程第39 常任委員会所管事務調査報告書

○議長（前田篤秀君） 日程第39 常任委員会所管事務調査報告書を行います。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務・文教常任委員長の報告を求めます。

今村総務・文教常任委員長。

○総務・文教常任委員長（今村則康君） ー登壇ー

平成28年第6回遠軽町議会定例会において承認を得た、総務・文教常任委員会の所管事務調査について、別紙のとおり調査を終了したので、遠軽町議会会議規則第77条の規定により報告します。

《平成29年9月14日》



別紙をお開き願います。

総務・文教常任委員会所管事務調査報告書。

所管事務調査の項目については、第1項、条例に関する事項から第8項、その他に関する事項までの8項目となっておりますが、その主な内容について簡潔に読み上げて報告いたします。

第1項の条例に関する事項につきましては、3点ございますが、特に（3）子どもの権利条例の制定については、国連における子どもの権利条約に基づき、子どもの権利を守り成長を支援するためにはその仕組みを条例化し、子どもの利益と権利の保障を確立することが重要であります。よって、遠軽町における地域としての特性をも考慮し、子どもの権利の保障・救済、さらには意見表明・参加の場の確保等子どもの権利を守るため、本条例の制定を急ぐべきであります。

第2項の財産管理に関する事項につきましては、3点ございますが、特に（1）公共施設の適正管理については、公共施設等総合管理計画及び固定資産管理台帳等により検討を行うとともに、町民と議会に情報提供を行い、認識の共有に努めるべきであります。

次に（2）未利用財産等の管理については、民間への売却・解体に努めているところでございますが、景観の保全、環境の美化に考慮した中で、さらなる保全管理に万全を期すべきであるとともに、旧遠軽小学校校舎施設については未利用施設等としないよう、早急にその利活用についての具体的検討をすべきであります。また、現行の未利用財産処分等の計画は、早急に見直すべきであります。

第3項の行財政に関する事項につきましては、2点ございますが、特に（1）財政健全化については、財政運営について、現行の財政計画によって持続可能な自治体運営の確立を目指しつつ、運営していくべきであります。

第4項の事務執行に関する事項につきましては、5点ございますが、特に（2）人材の育成については、高度多様化する事務事業について適切に対応できる資質と能力を備えるためには、これまで以上に政策形成能力の向上や専門知識の習得が求められております。本町においても、実務を基本とする法制執務を研修計画に取り入れながら、町の未来を担える人材の育成に努めるべきであります。

次に、（4）空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴う体制の整備につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたことから、その対応を行う体制について行政組織条例施行規則に明記するなどして、早急に進めるべきであります。本件につきましては、全国的にも急速な高齢化の進展と人口減が懸念されておりますが、本町においても同様な予測がされています。個別時な対応にとどまることなく、空家等対策の課題についてどのように乗り越えていくか、町の方向性を検討すべく、まずは組織、体制づくりについて検討していただきたいと思っております。

次に、（5）町の花、木、石、魚及び蝶の制定に係る周知については、町の花、木、石、魚及び蝶が制定されたことに伴い、広く町民に周知するとともに、町の各種事業との

《平成29年9月14日》

連携をさらに深めていくべきであります。本件につきましては、昨年6月に制定されました。今後は各種事業との連携をさらに図り、まちづくりに生かしていただきたいというふうに思います。

第6項の社会教育及び文化に関する事項につきましては、3点ございますが、(3) (仮称) えんがる町民センター等の建替えについては、長年の懸案事項であると同時に、生涯学習の拠点施設となり得ることから、広く町民の合意形成に努めるべきであります。また、休止状態になっている「ふぁーらいと」の利活用についても、一体として検討すべきであります。

第8項のその他に関する事項につきましては、5点ございますが、特に(2) 陸上自衛隊遠軽駐屯地等の部隊増強・存続については、自衛隊存置の地域に及ぼす影響等を十分に配慮し、第25普通科連隊及び遠軽駐屯地について、引き続き関係諸団体と連携し、遠軽駐屯地存続に係る部隊増強の要請活動を展開すべきであります。

次に、(3) 公共交通体系の総合的検討については、公共交通体系の崩壊が懸念されていることから、早い段階において将来に備えていくべきであります。

次に、(4) 石北線の存続については、沿線自治体や期成会と協議しながら、路線存続に向けて国や北海道に強く要望すべきであります。本件につきましては、喫緊の課題であると同時に広域的で難しい問題でもあり、沿線自治体との協力をさらに深め、取り組んでいただきたいと思っております。

以上で、総務・文教常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長(前田篤秀君) 次に、民生常任委員長の報告を求めます。

阿部民生常任委員長。

○民生常任委員長(阿部君枝君) —登壇—

平成28年第6回遠軽町議会定例会において承認を得ました、民生常任委員会所管事務調査について、別紙のとおり調査を終了しましたので、遠軽町議会会議規則第77条の規定により、報告いたします。

次のページをお開きください。

民生常任委員会所管事務調査の項目は、第1項から第5項について、行っております。主要内容について、読み上げて報告いたします。

第1項の社会福祉に関する事項については、特に(5) 子ども・子育て支援行政について町の宝である子どもたちの子育て環境は、子ども・子育て会議とよく協議し、年間を通じた遊び場のあり方について検討すべきであります。本件につきましては、町民アンケート等で意見のある年間を通じた遊び場について、子ども・子育て会議と協議しさらに検討を進めるべきです。

第2項の保健衛生に関する事項については、(1) 介護保険制度について高齢社会の到来により、さらに認知症高齢者の増加が見込まれます。認知症高齢者やその家族の生活を支えるため、医療・福祉など関係機関と連携し、介護サービスの向上を図るべきです。

《平成29年9月14日》

(2) 地域医療体制について、安心して暮らせるまちづくりを進める上で、医療の充実が最も重要であることから、さらに医師確保のための財政支援や専任職員の配置等について検討すべきです。

第4項の住民生活に関する事項については、特に(2)安全・安心のまちづくりについて、遠軽町安全安心まちづくり条例の目的を住民に周知するとともに、地域の防犯、青少年・子どもの健全育成のための見守り活動などに関する施策を積極的に講じるべきです。

第5項の町税等に関する事項ですが、町税等の収入未済額について、町民負担の公平性を維持するため、個々の実情や実態に応じたきめ細やかな対応が必要で、町行政の運営、住民サービス提供のため、滞納額の徴収対策を講じ、収納率の向上を図るべきです。

以上で、民生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長(前田篤秀君) 次に、経済常任委員長の報告を求めます。

松田経済常任委員長。

○経済常任委員長(松田良一君) ー登壇ー

平成28年第6回遠軽町議会定例会において承認を得ました、経済常任委員会所管事務調査について、別紙のとおり調査を終了しましたので、遠軽町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

次のページをお開き願います。

当常任委員会の所管事務調査の項目について、主な内容について読み上げて報告いたします。

第1項の農業及び林業に関する事項につきましては、特に(1)農畜産業の振興につきまして、農畜産業の振興と安定経営のために新規就農者、担い手の育成確保等に取り組むとともに、さらなる農業振興策を推進すべきであります。

(3)林業・林産業については、良質な水環境の保全など多機能保全向上のための森林整備の強化を図りながら、林業生産の振興に努め、林産物の有効利用については、地元材の利用を遠軽町地域材利用推進方針に沿って推進すべきであります。

第2項の商工業及び観光産業に関する事項については、特に(1)商工業の振興については、商工会議所、商工会及び関係団体と連携・協議を図り、起業推進対策、商工業の振興策等を検討し、地場産業の振興を図るためにも、地域特産品の開発促進に努めるべきであります。

(2)商店街の活性化につきましては、コミュニティ機能を重視したコンパクトシティを目指しつつ、活気を取り戻す中心市街地活性化に取り組むべきであります。

(1)につきましては、現在構想段階である遠軽IC道の駅の機能を最大限に発揮するためには、町民との協働は不可欠であるため、議員としても最大限協力する所存であります。なお、(2)につきましても、町民と対話する中で、その意見を十分に取り入れ、施設のみならずまちなかの賑わいを創出し、新たな中心市街地活性化を図っていただきたいと思います。

《平成29年9月14日》

第3項の消費及び労政に関する事項については、特に（2）消費者被害防止対策については、消費者被害に遭うことがないように、安心した消費活動ができるための相談窓口業務等、保護・防止対策の充実を図るべきであります。

第4項の道路及び河川に関する事項については、特に（3）の河川について、流域森林の保水力の低下や土砂堆積により河底が浅くなっており、地域によっては増水時の被害発生や危険性が高まることから、関係機関と連携を図り整備を進めるべきであります。本件につきましては、遠軽町においても台風等の被害で被災し、その都度現状復旧しています。よって、町、道、国とで情報共有するなど、相互協力のもと対応すべきであります。

第5項の公営住宅及び建築に関する事項につきましては、特に（1）住宅建設については、遠軽町町営住宅長寿命化計画について、住宅建設コストを含め、民間住宅や空家対策等を総合的に視野に入れながら、各地域の課題を考慮し推進すべきであります。

第6項については、割愛させていただきます。

第7項の都市計画に関する事項については、都市計画マスタープランの推進について、関係機関と連携を図り、総合的・計画的なまちづくりに努めるべきであります。

第8項、公共下水道事業に関する事項については、特に（2）下水道処理区域内について、下水道処理区域内での効率性を高めるために、下水事業の普及促進を推進すべきであります。また、未整備地区については、計画的な整備に取り組むべきであります。

第9項の水道事業に関する事項について、まとめまして水道施設の整備と水源周辺の保全及び水質管理を充実し、水道管の更新については、水道ビジョンに基づき計画的に実施すべきであります。

以上で、経済常任委員会の所管事務調査報告を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、各常任委員長の報告を終わります。

---

#### ◎日程第40 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知書

○議長（前田篤秀君） 日程第40 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知書を行います。

閉会中における各委員会の所管事務調査について、会議規則第73条第1項及び第2項並びに第75条の規定により、お手元に配付のとおり、各委員長から申し出があります。

お諮りします。

本件について、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、各委員長の申し出のとおり決定しました。

---

《平成29年9月14日》

### ◎閉会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。

---

### ◎町長挨拶

○議長（前田篤秀君） 町長より発言を求められておりますので、これを許します。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

平成29年第6回遠軽町議会定例会の閉会に先立ちまして、一言、お礼の御挨拶を申し上げます。

平成25年10月に2期目の町長に就任させていただいてから4年がたち、来月には町長町議会議員選挙を迎えます。

今任期中、議場で皆様とお会いをすることは、恐らく本日をもって最後となるのではないかと存じますが、この間の議員の皆様の御協力に対し、心からお礼を申し上げますと同時に、町民の福祉と遠軽町発展のために注がれた皆様の御尽力に、深く敬意を表する次第であります。

この4年間、町民がお互いに意識を共有できる一体感を醸成するとともに、元気あふれるまちづくり、愛情あふれるまちづくり、未来につなぐまちづくり、みんなでつくるまちづくり、自衛隊駐屯地とともに発展するまちづくりを柱として、町政運営に覚悟を持って、全てをなげうって取り組んできたところでありますが、ごみ焼却施設や遠軽IC道の駅の整備、また、長年の懸案事項でありました（仮称）えんがる町民センターの整備といった大型事業につきましても、議員の皆様を初めとする町民の皆様の絶大なる御支援、御協力、そして御指導によりまして進めることができ、この場をおかりして厚くお礼を申し上げます。

さて、皆様の中には、今限りで御勇退される方もいらっしゃると思いますが、御勇退されます方には、これまで長きにわたり本町の振興発展に御尽力いただき、心から感謝を申し上げますとともに、今後ともお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。また、町議会議員選挙に立候補を予定されております皆様におかれましては、引き続き御活躍いただきますようご健闘を心より御祈念申し上げる次第でございます。

私も町長選挙への立候補を表明しておりますが、再びこの場で皆様とお会いし、JR石北線の存続や医療の充実といった問題に引き続き取り組み、初心に戻り、町の発展のために頑張っている決意をしているところであります。

終わりに、この4年間の議員の皆様の御指導、御協力に対しまして改めて心からの感謝を申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

---

《平成29年9月14日》

## ◎議長挨拶

○議長（前田篤秀君） 平成29年第6回遠軽町議会定例会の全日程を終了するに当たりまして、一言、皆様方に、座って失礼でございますが、御挨拶を申し上げます。

この4年間、議会の運営におきまして、多大なる御理解と御協力を賜りましたことに心から厚くお礼を申し上げます。

この間、いつの議会の審議に当たりまして、議員各位におかれましては、極めて真剣、かつ熱心に熱意を持って論じられ、理事者を初め、職員の誠意あふれる説明と対応によりともに論に尽くし、よりよい方向を見出してきたものと確信しているところでありませぬ。

特に、この4年間は、社会経済情勢が大きく変化した中であって、議会においては議会改革活性化調査特別委員会の皆さんを中心に、懸案となっておりました新町発足後2回目となる議員定数の削減を行うことになりました。

また、道半ばであります、（仮称）えんがる町民センター建設や遠軽IC道の駅などの大型事業が固まりつつあります。そういった意味におきましては、今後のまちづくりの礎の一つとなり、大きな転換期になったものと考えているところであります。

理事者を初め、職員各位におかれましては、本会議の中、あるいは委員会を通じて、厳しい指摘や意見、要請などを申し上げてまいりましたが、全て町民の福祉の向上とよりよいまちづくりを目的としてのことであり、今後の行政執行に当たりまして、これらが十分に反映され、生かされることを強く望んでいるところであります。

ここに、今任期中における議員初め、理事者各位の努力と御尽力に対して、改めて敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

任期も残すところ1か月余りとなり、10月15日には町長、町議の選挙を迎えますが、このような状況におきまして勇退を予定されている方、また、再選を目指す方々もこれまでの経験を糧といたしまして、たとえ立場が違いましても、お互い健康に留意し、ふるさと遠軽町の一層の発展のために、さらなる御尽力を切にお願いを申し上げる次第であります。

終わりに、皆様の今後ますますのご多幸と御発展を心から御祈念を申し上げまして、簡単ではありますが、お礼の言葉とさせていただきます。

---

## ◎閉 会

○議長（前田篤秀君） 以上で、平成29年第6回遠軽町議会定例会を閉会します。

午前10時41分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議	長	為	田	篤	秀	
署	名	議	員	奥	田	稔
署	名	議	員	杉	本	信一

《平成29年9月14日》